

## 薬局に係る手続きをされる方へ

麻薬小売業に係る申請・届出等の窓口は、大阪府です。

### ① 薬局開設許可申請をされる方へ(薬局の移転又は開設者の変更を含む)

- ・麻薬を取り扱うためには保管庫(施錠設備があり、麻薬専用で堅固なもの)を設置した上、麻薬小売業者免許を取得していただく必要があります。
  - ・麻薬を取り扱うためには、薬局の開設許可を取得してから、薬局開設許可証(原本)を持参のうえ、大阪府へ麻薬小売業の免許を申請してください。
  - ・薬局の移転又は開設者の変更(個人→法人など)などでは、新たに麻薬小売業者免許を取得していただく必要があります。この場合、各市の收受印が押された薬局開設許可申請書(写し)等で薬局開設許可申請中であることを確認した上で、受け付けますので、必ず大阪府に事前にご相談ください。
- ★新店舗で麻薬小売業の免許を取得せずに麻薬を取り扱うと麻薬及び向精神薬取締法に違反することになりますので、必ず事前に相談してください。

### ② 薬局を廃止される方へ

- ・薬局(麻薬小売業者免許の有無にかかわらず)の廃止時、覚醒剤原料(エフピーOD錠等)廃棄等の手続きを行う必要がありますので、必ず大阪府へ相談してください。
  - ・麻薬小売業者免許を取得している場合は、同時に麻薬小売業も廃止する必要がありますので、大阪府に廃止届に麻薬小売業者免許証を添えて提出してください。(廃止後15日以内)あわせて、麻薬現有量届等が必要です。
- ★薬局(麻薬小売業)の廃止後、50日をすぎると麻薬を所持することは出来ませんので、できるだけ早く大阪府にご相談ください。

### ③ 薬局名称等を変更される方へ

- ・麻薬小売業を取得されている場合は、薬局名称等の変更(\*1)に伴い、麻薬小売業者免許証も書き換える必要がありますので、大阪府に記載事項変更届に麻薬小売業者免許証を添えて提出してください。(変更後15日以内)

\*1 記載事項変更事項:業務所(薬局)の名称、麻薬小売業者の住所・氏名の変更

### ④ 業務を行う役員を変更される方へ

- ・麻薬小売業を法人で取得されている場合は、業務を行う役員の変更に伴い、大阪府に麻薬小売業者役員変更届に新たに業務を行う役員となった者の診断書(発行日より1ヶ月以内)を添えて提出してください。

## 麻薬小売業に係る申請、届出時に必要な書類、手続きについて (覚醒剤原料の処分等も含む)

### ①麻薬小売業を申請する場合

- ・あらかじめ、調剤室内に保管庫(施錠設備があり、麻薬専用で堅固なもの)を設置すること
- ・麻薬小売業者免許申請書
- ・手数料(3,900円(現金))
- ・履歴事項全部証明書(法人の場合、発行後6ヶ月以内)
- ・診断書(診断日より1ヶ月以内、法人の場合は業務を行う役員全員(業務分掌表添付))
- ・業務を行う役員の画定図(法人の場合で、業務を画定している場合)
- ・薬局開設許可証の原本

### ②麻薬小売業を廃止する場合

- ・麻薬小売業者業務廃止届
- ・麻薬小売業者免許証
- ・麻薬帳簿
- ・麻薬現有量届

※廃止日に麻薬を所有している場合

- 1) 他の麻薬小売業者等(大阪府内)へ譲渡→【免許の失効による麻薬譲渡届】
- 2) 廃棄する→【麻薬廃棄届】+【廃棄しようとする麻薬】

廃止後、50日を過ぎると所持することができませんので、注意してください。

### ③薬局の名称変更等に伴い、麻薬小売業者免許証を書き換える場合

- ・麻薬小売業者免許証記載事項変更届
- ・麻薬小売業者免許証

### ④業務を行う役員を変更する場合

- ・麻薬小売業者役員変更届
- ・新たに業務を行う役員となった者の診断書(発行日より1ヶ月以内)

### ⑤薬局廃止時に覚醒剤原料(エプピーOD錠等)を所有している場合

- ・業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量等報告書

※廃止日に覚醒剤原料を所有している場合

- 1) 他の薬局へ譲渡→【業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書】
- 2) 廃棄する→【覚醒剤原料廃棄届書】+【廃棄しようとする覚醒剤原料】+持参者の印鑑

廃止後、30日を過ぎると所持することができませんので、注意してください。

連絡先:大阪府健康医療部生活衛生室薬務課麻薬毒劇物グループ  
大阪府中央区大手前2-1-22  
電話:06-6941-9078(ダイヤルイン)

# 【大阪府からのお知らせ】

薬局機能情報に係る報告及び地域連携薬局・専門医療機関連携薬局に係る認定（更新）申請・届出等の窓口は大阪府です。

## ①地域連携薬局・専門医療機関連携薬局について

地域連携薬局（医薬品医療機器等法第6条の2）及び専門医療機関連携薬局（同法第6条の3）の認定を受ける場合は、**認定（更新）申請書類**を提出してください。

また、申請内容のうち以下の(1)～(4)の事項を変更する場合は、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局に係る**変更届**を提出してください。

- (1)薬局の名称【あらかじめ届け出なければならない事項】
- (2)薬局開設者の氏名又は住所
- (3)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名（薬局開設者が法人の場合のみ）
- (4)傷病の区分に係る専門性の認定を受けた常勤薬剤師の氏名（専門医療機関連携薬局のみ）

地域連携薬局等と称することをやめたことにより認定証を返納する場合（薬局を廃止した場合も同様）は地域連携薬局、専門医療機関連携薬局に係る**廃止届**を提出してください。

《各種様式等》

<https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=24688> からダウンロードしてください。

## ②薬局機能情報提供制度について

本制度は、医薬品医療機器等法第8条の2（薬局開設者による薬局に関する情報の提供等）の規定に基づき実施されるものです。

新たに薬局を開設した場合は、**薬局機能情報報告書**を提出してください。

また、報告内容に変更があった場合は、**薬局機能情報変更報告書**を提出してください。

なお、薬局機能情報は毎年報告が必要ですので、**定期報告**として、前年12月31日時点の情報（実績）を1月末までに報告願います。

※廃止の手続きはありません。薬局の廃止届に基づき、公開している情報を削除します。

《報告書の様式等》

<https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=3091> からダウンロードしてください。

《提出・問合せ窓口》

薬局所在地	地域連携薬局 専門医療機関連携薬局	薬局機能情報
大阪市、堺市、東大阪市	大阪府健康医療部生活衛生室薬務課 TEL：06-6944-7129	大阪府健康医療部 生活衛生室薬務課 TEL：06-6944-7129
豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町	大阪府茨木保健所生活衛生室薬事課 TEL：072-620-6706	
守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	大阪府守口保健所薬事課 TEL：06-6993-3135	
八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	大阪府藤井寺保健所生活衛生室薬事課 TEL：072-952-6165	
岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	大阪府泉佐野保健所生活衛生室薬事課 TEL：072-464-9681	